

1 月 NEWS

① 税制情報

平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年度税制改正大綱が閣議決定されました。
中心は、「給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し」「事業承継税制の拡充」
「法人税における賃上げ・生産性向上のための税制」「国際観光旅客税（仮称）の創設」
などです。

その中で資産課税の平成 30 年度税制改正の大綱の概要を記載致します。

【資産課税】

① 事業承継税制の拡充

・10 年間の特例として、これまで贈与税の免除がされる猶予対象株式には株式数に制限（総株式の 2/3）がありましたが、今回の税制改正大綱では制限撤廃が盛り込まれており全株式が猶予対象株式となります。また贈与税の納税猶予割合の引上げ（80%→100%）られるほか、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大 3 名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡充し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

② 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

・同族関係者が理事の過半数を占めている一般社団法人について、その同族理事の 1 人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。（親が設立した一般社団法人等に資産を移転させ子供らに役員を継がせることで、相続税を免れる手口が指摘されていた。）

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 30 年度税制改正の大綱」を参照して下さい。

②1 月の主な税務

1 月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1 月 10 日	12 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1 月 22 日	納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7 月～12 月徴収分）
1 月 31 日	11 月決算法人の確定申告

	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	所得税の法定調書及び同合計表の提出 給与支払報告書の提出
	固定資産税の償却資産の申告

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの方々にご支援を頂き、心より感謝申し上げます。

本年も充実した一年となるよう更なる努力をしてみたいと思いますので、ご指導の程、宜しく
お願い致します。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

萩野